

議案第 53 号

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分した和解及び損害賠償額の決定の報告及び承認について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 17 日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分した和解及び損害賠償額の決定の報告及び承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 6 月 3 日に和解及び損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

（説明） 令和 8 年 4 月 15 日に目黒区立駒場公園内の樹木が倒れ、その樹木の枝が隣接する住宅の屋根等を破損させた事故について、早急に損害賠償の額を定め、相手方と和解する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定に基づき、この案を提出します。

別 紙

駒場公園内樹木の倒木による家屋破損事故について

- 1 決定年月日 令和8年6月3日
- 2 損害賠償額 2, 7 3 7, 3 0 0 円
- 3 相 手 方 